

「にこにこベリー」ロゴマーク使用管理要領の一部を改正する要領

「にこにこベリー」ロゴマーク使用管理要領（令和2年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）		改正前（旧）	
「にこにこベリー」ロゴマーク使用管理要領		「にこにこベリー」ロゴマーク使用管理要領	
第1条から第17条まで（略）		第1条から第17条まで（略）	
(別表1) 第2条関係 指定商品区分及び指定商品		(別表1) 第2条関係 指定商品区分及び指定商品	
指定商品区分	指定商品	指定商品区分	指定商品
第29類	乳製品（果肉又は果汁入り乳製品，苺フレーバーを有する乳製品），冷凍野菜，冷凍果実，加工野菜及び加工果実（果実の全体又は一部を保存加工した加工果実，乾燥果実，調理用果実ジュース）	第29類	乳製品（果肉又は果汁入り乳製品，苺フレーバーを有する乳製品），冷凍野菜，冷凍果実，加工野菜及び加工果実（果実の全体又は一部を保存加工した加工果実，乾燥果実，調理用果実ジュース）
第30類	苺香味料及び食品香料（精油のものを除く），菓子（果肉または果汁入り菓子，和菓子，洋菓子，チョコレート又はチョコレート菓子）及びパン，茶（ベリーフレーバー茶または茶飲料，代用茶として使用される乾燥果実），アイスクリームのもと及びシャーベットのもと，即席菓子のもと	第30類	苺香味料及び食品香料（精油のものを除く），菓子（果肉または果汁入り菓子，和菓子，洋菓子，チョコレート又はチョコレート菓子）及びパン，茶（ベリーフレーバー茶または茶飲料，代用茶として使用される乾燥果実），アイスクリームのもと及びシャーベットのもと，即席菓子のもと
第31類	野菜，果実，種子類，苗	第31類	野菜，果実，種子類，苗
第32類	<u>ビール，清涼飲料，果実飲料，飲料用野菜ジュース，ビール製造用ホップエキス，乳清飲料，ビールをベースとするカクテル，カクテル（アルコール分を含まないもの），シードル（アルコール分を含まないもの），いちご風味を有するビール風味の麦芽発泡酒，サイダー，ソーダ水，シャーベット水，炭酸水，ミネラルウォーター，ラムネ，いちごを主原料とするジュース，いちごを加味してなるジュース，冷凍した果実</u>		

	<u>飲料，ゼリー状の果実飲料，いちごを使用してなる飲料用野菜ジュース，スムージー，シロップ，果実エキス（アルコール分を含まないもの），清涼飲料のもと，冷凍した果実飲料のもと，飲料製造用エッセンス（アルコール分を含まないもの）</u>	
<u>第 33 類</u>	<u>清酒，焼酎，合成清酒，洋酒，果実酒，酎ハイ，中国酒，薬味酒，泡盛，マッコリ，白酒，直し，みりん，ウイスキー，ジン，ブランデー，リキュール，スピリッツ（飲料），いちご酒，ぶどう酒，カクテル，いちご果汁入りカクテル，いちご風味のカクテル，シードル，果実入りアルコール飲料，果実のエキス（アルコール分を含むもの）</u>	
<p>(別表 2) 第 3 条関係 使用条件 (略)</p> <p>別記様式 1 (第 6 条関係) (略)</p> <p>別記様式 2 (第 6 条関係) (略)</p> <p>別記様式 3 (第 6 条関係) (略)</p> <p>別記様式 4 (第 1 4 条関係) (略)</p> <p>別記様式 5 (第 1 5 条関係) (略)</p> <p>附 則 (略)</p>		<p>(別表 2) 第 3 条関係 使用条件 (略)</p> <p>別記様式 1 (第 6 条関係) (略)</p> <p>別記様式 2 (第 6 条関係) (略)</p> <p>別記様式 3 (第 6 条関係) (略)</p> <p>別記様式 4 (第 1 4 条関係) (略)</p> <p>別記様式 5 (第 1 5 条関係) (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

附 則

この要領は，令和 3 年 3 月 3 1 日から施行する。